

市政懇談会以降の取組や考え方

【分類】

A: 要望等の趣旨に沿って措置したもの(既に取り組んでいるもの)

C: 当面は実現できないもの

E: 意見・提言として受けたもの

B: 実現に努力しているもの(検討を進めているもの)

D: 実現が極めて困難なもの

F: 現状等の説明を求められたもの

No.	地区	項目	意見要望	当日の回答	分類
-----	----	----	------	-------	----

■ 企画部

1	豊浦北町	アパート・マンション入居者からの寄付	<p>1.現状 自治会入会者は全員が消防費・コミュニティ費はもとより、緑の羽根や歳末助け合い、盆踊り、巻狩まつり、花火大会等の寄付を行っている。</p> <p>2.疑問点 ①アパート・マンション入居者は永住する考えがなく、近隣付き合いもないため、自治会加入を拒否している。しかし、花火大会や盆踊り、巻狩まつりには見物に行く。 ②市政として取り上げないのも問題ではないか。</p> <p>3.整理 自治会未加入者も、本市居住者は消防費と寄付については全員払うべきで、市政として行動すべきだと思う。</p> <p>4.改善 ①市政として強制的に進めて欲しい。実行すれば他市町村のモデルになるかもしれない。 ②アパート・マンション入居者には、管理人または家主に責任を持たせて寄付を集金し、関係部署へ納入させてはどうか。</p>	<p>募金や寄付金は、地域の助け合いであり、あくまで自発的に行うものであります。したがって、募金や寄付金の集金に強制力を持たせることはできないものと考えます。 また、アパート・マンションの管理人または家主に責任を持たせ寄付を集金させることも同様と考えます。</p>	D
2	黒磯七区	教育関係情報の閲覧	<p>教育委員会関係で、渡辺新市長の公約の5「未来を創る」の中に「市の情報を積極的に発信し、移住・定住を促進します」とある。教育委員会の教育概要や公民館事業計画、公民館事業報告などをPDFで市のホームページで見られるようにならないか。一昨年要望した時は検討し、随時進めてるとの返答だったが、移住、定住する人にとって、子どもたちの教育に関する情報はとても必要だと思う。また、地域づくりに興味のある人は、公民館情報も参考になるはずである。各公民館の情報はわかって、それを一回で確認できるものは現在ホームページにはない。教育関係の情報で特に冊子になっているものは、PDF化してホームページに載せてはどうか。</p>	<p>市のホームページに掲載している報告書や計画書などの行政資料につきましては、各課で作成し掲載しているところですが、今後も様々な情報を提供できるよう取り組んでまいります。</p>	E
3	青葉台	広報なすしおばらの発行回数	<p>広報なすしおばらは月1回の発行で良いと思う。</p>	<p>広報なすしおばらについては、市民アンケートを6月に実施し、現在集計中の結果を参考にしながら対応して参りたいと考えております。 また、広報誌だけでなくホームページやフェイスブック、みるメールなど、戦略的な情報発信を考えてまいります。</p>	A
当日	本郷町	市政懇談会のやり方	<p>【追加要望】市政懇談会は順序良く一つずつやっていくものではないのか。毎年出ているがこんなやり方は初めて。</p>	<p>【市長】このような形にしたのは、既にいただいている意見に対しては事前に回答をお示し、なるべく意見交換の時間ができるようにしたためです。お気づきの点がありましたらご意見をお願いします。</p>	E

No.	地区	項目	意見要望	当日の回答	分類
当日	中央町	自治会長の役割	【追加要望】今日は仕事を休んできた。自治会長を引き受けて10数年になる。行政側から見て自治会はどういう風に捉えられるのか。どこまでのことを期待されているのか。また、自治会長に対してはどうかかと思っ ている。防災の会議も同じ。自治会も負担が増えている。本気にやろうと思うと片手間では無理だと思ふ。他の自治会長さんも同じ思いた と思う。	【市長】自助・共助・公助。人口減少などにより共に助け合うということが再度クローズアップされてきました。自治会長の皆様には、まちづくりをする上で欠かすことのできない共助を担っていただいている皆様方だと思っております。実は先日行われた市政懇談会においても、自治会長をどう考えているんだという話がありました。小間使という指摘がありました。そんなことは思っておりません。地域の声を聞かせていただいて周りの声を聞いていただいて、時には叱咤激励をいただくほんとに貴重な皆様方であると思っております。	F
当日	中央町	行政連絡員制度	【追加質問】行政連絡員制度が廃止になる。新しい方法を8月いっぱいまでに検討すること。差支えない範囲で現在の考えを聞かせてほしい。地方公務員法の特別職運用の厳格化という説明があった意味も併せてお聞きしたい。法律がなぜ変わったかという部分。不都合があったのか。厳格化しなければならぬ理由がききたい。	協議中です。行政連絡員は非常勤特別職として条例で規定し報酬を支払っているわけですが、法の改正によって非常勤特別職という解釈ができなくなるということが発端です。現在、調査研究しており、他市も決まっているところがない一方で、来年4月からの制度移行のため時間をかけられないところ。秋口には一定の方向性を出し、それぞれの自治会長に情報提供と説明をすることを考えています。例えば、「業務を拾い出して委託という方法がとれないか。ただ、自治会に委託となると報酬ではなく、自治会の会計に入る。今は個人に振り込んで税金も取られている。」バランスの問題であり、業務内容を詳細にして色分けできれば良いのですが、自治会によって取り扱いも違うなど、微妙なところでもあります。非常勤特別職に限らず、一般職についても変わり、市の臨時職員の制度も変わり会計年度職員になります。また、任期付きの採用職員という制度もあります。そのようなことの一環で、行政連絡員そのものに問題があったということではありません。 【市長】地方公務員法に関する改正。例えば外国人の働き方などいろいろな事例に対応できるようにするものです。	F

■総務部

1	黒磯七区	防災士連絡会等の設立	防災士養成は2日間の講習で全てOKではなく、その後の自治会内での防災訓練、防災関係の講演や研修などのフォローの積み重ねが必要だと思ふ。市側もそのような機会を設けているのは承知しているが、次の段階として、市内の防災士資格取得者の防災士連絡会等の設立はどうか。意見や要望を吸い上げる機会になり、市内各自主防災会の情報交換も兼ねることができ、市内の防災力の底上げ、レベルアップを図れると思ふ。これも渡辺新市長の公約 2「安心を創る」につながると思ふがどうか。	那須塩原市防災士養成事業で資格を取得した方へのフォローアップ研修を継続しながら、まずは「NPO法人栃木県防災士会」への入会を促し、防災士同士の情報交換、レベルアップを図りたいと考えております。	B
当日	黒磯七区	防災士連絡会等の設立	【追加要望】県の防災士会に全員入ったらパンクしてしまう。県の防災士会の名前を出すなら連携を取ってほしい。自治会長連絡協議会においても防災士のことは協議しようと思っている。避難訓練について寺子でやったものについてフィードバックできるようなものが無いのか。合同でやったらそのノウハウをそれぞれの自主防災会に戻してほしい。	どうフィードバックできるか課題として検討します。	B
2	黒磯七区	避難所ごとの避難訓練	市の職員、学校関係者そしてそこに避難する自治会等の三者で、避難所開設、運営のノウハウを蓄積するため、避難所ごとに避難訓練をしてはどうか。全部の地区でなく、少しずつモデル的に実施はどうか。	避難所ごとの避難訓練については、平成30年度那須塩原市総合防災訓練の際に、本訓練会場とは別に旧寺子小学校を避難所として、豊岡、石田坂・赤沼、寺子地区住民が避難訓練や避難所運営訓練を実施したところ。また、今年度も総合防災訓練の際に、西那須野地区を対象に同様の避難訓練を実施する予定です。	A

No.	地区	項目	意見要望	当日の回答	分類
-----	----	----	------	-------	----

■総務部・教育部

1	黒磯七区	小中学校での防災、避難訓練時の消防団との連携	市長公約1「人を創る」2「安心を創る」の分野で、子どもたちが地域、地元を理解する一助として小中学校の防災、避難訓練と地元消防団と連携してはどうか。既に避難訓練の時に消防団が出勤して模範演技を見せているところもあるそうだが、市内全ての小中学校でそのような機会が設けられる必要があると思う。地元でボランティアとして活躍する消防団の後継者作りにもつながるはずなので、是非検討してほしい。	<p>【総務部】 小中学校と消防団との連携については、防災訓練や運動会等に消防団が参加している事例や地域の行事等に参加している事例等、様々な形で連携が図られており、このような活動事例等を紹介しながら、各地域の実情に応じて連携が図られる様、働きかけていきたいと考えております。</p> <p>【教育部】 小中学校の防災、避難訓練につきましては、自分の住んでいる地域の特性や防災に対する理解を深められるよう、各校の実態に応じて計画的に実施しております。御指摘のように消防団の協力を得て実施している学校もありますが、学校や地域の状況はそれぞれ異なりますので、引き続き各校において効果的な実施を図ってまいります。</p>	A E
---	------	------------------------	--	--	--------

■生活環境部

1	緑ヶ丘団地	ゆ〜タク	平成30年10月1日からゆ〜バスの路線変更により、ゆ〜タクの停留所を設置してもらったが、利用者が少ない。その原因としては、路線沿いしか利用できず、上りは午前1回(8時55分)、午後1回(15時19分)で、下りは午前1回(10時00分)、午後1回(16時40分)しかなく、本数が少ないからだと思う。せめて上り方面は午前中2回くらいに変更できないか検討をお願いしたい。	参考意見とさせていただきます、現在取り組んでいる再編計画を進めていく中で検討してまいります。	E
2	緑ヶ丘団地	大型ダンプの通行規制	市道黒磯緑ヶ丘線の大型ダンプ等の通行禁止等ができるか検討してほしい。 【理由】 ①大型車が通行していると、車のすれ違いができない。 ②平成30年に鳥野目街道(市道黒磯西岩崎線)の歩道工事完成後にダンプ車が曲がりきれず、縁石にのぼり凹ませてしまった。	交通規制については、那須塩原警察署が交通量や周辺の状況等の現地調査を行い、県公安委員会が決定することになっております。そのため、那須塩原警察署に現地調査を行うよう要望を行います。	A
3	美原町	信号機の変更	国体道路と県道55号線の丁字路交差点は闇くところによると過去にも事故が多く、国体道路を北上すると交差点手前にくろいそ運動場に入る信号機もあり、朝夕の通勤時間帯には事故が発生する危険がある。丁字路の信号機下に右折と直進の矢印をつけ、信号機で待つ車の量を減らせば、事故を回避できると思う。	以前も同じ要望がありましたので、5月に那須塩原警察署に要望いたしました。	A
4	藤田二区	予約ワゴンバスの停留所	予約ワゴンバス高林・青木線の「藤田2区」停留所の位置を50メートル程藤田1区寄りに移動してほしい。	参考意見とさせていただきます、現在取り組んでいる再編計画を進めていく中で検討してまいります。	E

No.	地区	項目	意見要望	当日の回答	分類
5	上黒磯	信号機の設置	<p>信号機設置要望箇所 上黒磯地先(市道3.4.1本郷通りと市道89号大和町上黒磯線(石川石材店付近)の交差点) 【理由】 この交差点は2路線の勾配の変化点にあり、下り坂ではスピードが出やすく、歩行者の発見の遅れ等による重大事故にもつながる恐れがある。しかし、この交差点は横断歩道のみで、車両や歩行者が通過時の安全確認に地域住民はもとより道路利用者は大きな不安を感じている。歩行者が巻き込まれる事故や車両同士の死亡事故等の重大事故を繰り返さないためにも、早期の信号設置等交通安全対策を要望する。</p>	<p>以前も要望をいただき、市から那須塩原警察署に要望しておりますが、現状では設置決定の回答はいただいておりますので、引き続き那須塩原警察署に要望を行います。</p>	A

■生活環境部・保健福祉部

1	黒磯幸町	黒磯保健センターへの防犯カメラの設置	<p>黒磯保健センターの周辺道路は、黒磯小・中学校と黒磯高校の通学路になっているが、夕方の下校時等に不安だという意見が出されている。防犯カメラの設置を黒磯保健センターでお願いしたい。</p>	<p>市の施設における防犯カメラの設置につきましては、施設管理や来客の皆様及び職員の安全確保を目的としております。したがって、通学路における防犯を目的として保健センターが防犯カメラを設置することはできません。 なお、本年度より自治会を対象とした地域防犯カメラ設置費等補助事業を開始したところですので、本事業を活用しての設置を御検討いただきますようお願いいたします。</p>	E
---	------	--------------------	---	--	---

■生活環境部・建設部

1	藤田二区	カーブミラー設置と道路の舗装及び標識の設置	<p>藤田二区地域内について下記2点を要望する。 ①カーブミラーの設置(第一分水通り2か所) ②道路の舗装と道路標識(「減速して走ってください」または「減速走行!」)の設置</p>	<p>【建設部】 ①カーブミラーの設置について、南側の箇所については、当該道路が私道のため市での設置は行っておりません。北側については現場確認の上、必要性を判断したいと考えております。 ②道路の舗装について、当該道路は市道認定外の市管理道路であります。現在は、市道を優先して整備しておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。 なお、砂利敷などの日常的な維持管理については連絡をいただければ道路状況に応じて対応させていただきます。</p> <p>【生活環境部】 ②の「減速して走ってください」のような道路標識(看板)については、道路の見通しを悪くしてしまうため、現在は警察や本市でも設置しておりません。</p>	①A ②C D
2	稲村西町	通学路標識とミラー設置	<p>稲村市営団地からマロニエ幼稚園の通りと田畑時計組立工場から北へ上がる道路は稲村小学校の通学路として通行しているが、最近、住宅の増加や稲村保育園移転、また、通勤の抜け道として通行する方も増え、児童への危険を感じる。危険防止のため、速度制限(30キロ)及び通学路である標識の設置を要望する。 また、マロニエ幼稚園と分譲地との丁字路にミラーの設置を要望する。</p>	<p>【生活環境部】 交通規制の導入については、那須塩原警察署が交通量や周辺の状況等の現地調査を行い、県公安委員会が決定することになっております。そのため、那須塩原警察署に現地調査を行うよう要望を行います。 通学路の標識の設置については、「通学路交通安全対策プログラム」に要望として報告し、市及び関係機関で調査・検討したいと考えております。</p> <p>【建設部】 カーブミラーの設置については、現地確認の上、設置する場所を検討し、対応したいと考えております。</p>	B

No.	地区	項目	意見要望	当日の回答	分類
■保健福祉部					
1	緑ヶ丘団地	避難行動要支援者	現在の避難行動要支援者の該当者は75歳以上の独居の人、75歳以上の老夫婦が障害を持っている人となっており、同居の家族がいる人は該当していない。しかし、家族が日中仕事に行っているときは日中独居になり、その人たちは大変な思いをするかもしれない。自治会としては、人数が少ない方が良いが、市として日中独居の人たちのことをどう考えているのか、説明して欲しい。	避難行動要支援者支援事業では、日中独居の高齢者で支援を希望する人は、本人が申し出ることにより支援対象者となっております。	A
当日	緑ヶ丘団地	避難行動要支援者	【再質問】避難行動の件について。団地なので高齢者が多く月に5、6回救急車が来る。最近も救急車が来た。搬送するにあたって救急隊員から身内の方の連絡が取れないという話があって、支援行動の要支援者カードの中に書いてあるので使ってもらった。救急隊の方も助かると言われた。これって救急隊に地区ごとのデータは行っているのか。	避難行動用支援者の台帳について、消防、警察、行政に提供していいか同意を取っています。同意が取れたものは渡しています。	A
2	黒磯七区	コンビニへのAED配置	コンビニへのAED配置は、前回の回答で難しいとあったが、渡辺市長の公約の2番目、「安心を創る」にふさわしい配慮だと思う。自治会内の防災訓練で心肺蘇生法やAEDの使用方法を学ぶたびに、祝日、日曜日、夜間、早期などAEDが身近にあればと思う。レンタルなどで市側が維持管理をするということで、コンビニ側も対応できないか。県内に既にそのような動きの自治体があるので、是非、そちらの先進地の在り方についても学んでほしい。	救命救急の観点からはAEDの設置箇所及び設置台数が増えることは望ましいことと考えており、市でも100箇所の市有施設にAEDを配置しているところであります。しかしながら、AEDの設置についてはあくまでも施設管理者の考えに委ねられるものと考えており、現時点ではコンビニをはじめとする民間施設への設置については考えておりません。なお、他自治体の施策についても参考にしながら、引き続き研究してまいりたいと考えております。	C
3	黒磯七区	避難者カード等の様式の変更	今年の黒磯七区自治会自主防災会の中で、市の避難所開設マニュアルにある「避難者カード」を参加者に配布した。このような様式を使うというPRと、実際に避難所に来た時の記入訓練を兼ねての発想だった。その中で、避難者カードや受付簿に自治会所属の有無や班名の記載欄が無かったことに気が付いた。避難所を開設し、初期に動くのは市の避難所担当職員だが、それと同時に自治会の自主防災会も協働して対応する気持ち、心構えを持っている。避難所に避難する自治会員を把握するために、所属自治会、班名の情報は不可欠である。避難所運営ゲーム(HUG)の中での避難者情報も自治会、班名等の所属が書いてある。避難者の基礎情報なので、避難者カードや受付簿に反映させられるような、実際に使いやすい様式を行政、自治会側がお互いに知恵を出して作らないか。	「避難者カード」につきましては、今後も自治会と行政が相互に利用しやすいよう、随時、各自治会からの御意見・御要望等を考慮し、利便性・実用性の向上を図っていきたくと考えております。	B

No.	地区	項目	意見要望	当日の回答	分類
4	黒磯七区	小中学生の認知症サポーター養成講座の受講	市長公約1「人を創る」・公約2「安心を創る」に関し、今年の4月に黒磯七区自治会内で認知症の方が施設から抜け出し、自治会内で早期に気が付いて、安全に事なきを得たという例があった。この時に、自治会内の大人たちの柔らかい見守りと同時に通学する、子どもたちの目もあるといいのではと感じたため、小学生の登校班のリーダー層や中学生に認知症サポーター養成講座を受講してもらってはどうか。各地域の地域包括センターと連携をしながら地域の子もたちにも認知症サポーターとしての役目を担ってもらえるのはどうか。高齢者社会の中で、登下校時に地域を歩く、もしくは自転車で行き来する小中学生も地域社会の一員として役目を担ってもらえるアイデアはかか。	認知症サポーターの養成については、毎年、キャラバンイベントによる市民向け養成講座を開催し、小中学生も対象にしているところではありますが、受講数は少ない現状にあります。今後、高齢化が進み認知症の方が増える中、小中学生が認知症について理解し、認知症の方を支援することは、非常に大切なことだと考えております。今後は、直接、小中学校に出向き、認知症サポーター養成講座を開催していきます。	A
5	青葉台	子どもの予防接種の補助	子どもの予防接種(インフルエンザ等)の補助をしてほしい。	子どものインフルエンザ予防接種につきましては、国による有効性の評価が低いと、現在のところ予防接種費用について助成を行う考えはありません。今後につきましては、国・県や近隣自治体の動向を踏まえ、接種費用の助成について調査研究してまいりたいと考えております。	C
当日	美原町	民生委員の推薦	【追加要望】 11月30日で退任する人の後任について、6月の下旬に依頼があって7月末までにとある。期間が短い。2月ぐらいに推薦状がきてもいいのでは。	次期(3年後)改選時には余裕を持った日程で対応したいと思います。	B

■保健福祉部・産業観光部

1	西新町	緑の羽根募金および赤い羽根募金	「緑の羽根募金」や「赤い羽根共同募金」については、募金の趣旨を理解して今後も積極的に協力していきたいが、各班に羽根を配布しても殆どの方が受け取らない。配布物を羽根ではなく、クリアファイルにできないか。昨年と同じ質問をしたが、「社会福祉法人栃木県共同募金会」と「とちぎ環境・みどり推進機構」へ要望を伝えてもらったか。その結果を伺いたい。	【保健福祉部】 赤い羽根共同募金は、「社会福祉法人栃木県共同募金会」の独自事業であります。昨年度の御要望をお伝えしたところ、全国共通の取組であることから、自治体個別の対応は難しいとの回答でありました。 なお、今後御要望・御不明な点等ございましたら、直接「社会福祉法人栃木県共同募金会」へお問合せくださるようお願いいたします。 【産業観光部】 昨年度、ご要望はお伝えいたしました、「とちぎ環境・みどり推進機構」では、緑の羽根は緑の募金運動のシンボルとして全国で活用されているため、独自の代替品の配布は考えていないとのことであります。しかし、今後とも、緑の羽根に代わる代替品の配布の要望は伝えていきます。	E C
---	-----	-----------------	---	--	------------

■産業観光部

1	稲村西町	道路舗装の全面張替	時庭バイク屋前からマロニエ幼稚園の先の道路は、補修工事により継ぎ当てだけで、雨が降ると補修したアスファルト舗装の砂利等が流され、分譲地の汚水槽脇に溜まっている。補修工事ではなく、全面張替え工事はできないか。	この道路は農道として位置付けられていますが、通常の維持管理は建設部でおこなっています。継ぎ当てがみられるため、解消に向けて建設部と協議を行いながら、対応を検討します。	C
---	------	-----------	---	---	---

No.	地区	項目	意見要望	当日の回答	分類
-----	----	----	------	-------	----

■産業観光部・教育部

1	下豊浦	「人」を集める施策	まちなか交流センター、駅前図書館など立派な設備完成が間近ですが、「人」を集める施策、特に子ども連れの若い方達が集える施策を検討してほしい。小さな子どもが集える仕掛けがあれば自然に若い方も増えると思う。	【産業観光部】 まちなか交流センターでは、施設内にキッズエリアやフードコート等を備えており、また、各種イベントの開催を予定しておりますので、子ども連れの若い方達にもご利用いただけるものと考えております。	A
				【教育部】 駅前図書館では、特に子育て世代の方々に向けた空間やサービスを用意するとともに、読み聞かせや企画展示等を継続的に行う予定です。	B

■建設部

1	若松団地	市営若松団地の風呂場のシャワー	当団地は、建築後35年が経つが風呂にシャワーが付いていない居室がほとんど。退去後に居室を新しくする際に、シャワーを付けてほしい。新しい入居者には、シャワー付きの居室を説明し、その分家賃が高くなると説明すればよいのではないか。	バランス釜が経年劣化により交換(市負担)となる場合について、順次、シャワー付のバランス釜の設置を行う考えであります。	E
2	若松団地	若松団地集会所のトイレ	現在の集会所は、未だに和式トイレのまま洋式トイレとなっていない。当団地も最近も高齢化が進んでいる。会議や行事の際にも高齢者には不便をかけている。市内の小中学校も全て洋式化していると聞いているので当団地の集会所のトイレも洋式化してほしい。	若松団地以外にも同様の集会所がございますので、順次改修を検討したいと考えております。	B
3	若松団地	市営住宅の入居基準	収入や保証人制度については理解しているが、空室があるのに抽選とは矛盾している。昨年末の入居者から抽選で漏れた方がいたと聞いた。空いていても抽選しなければダメなのか。	新規に入居者を募集する場合は広報、ホームページで市民に周知しており、居室ごとの募集となります。1つの居室に複数人が応募した場合はその時点での抽選としております。 その他、随時募集として先着順で募集している居室もがございますので、階層等の条件を了解(譲歩)頂ければ、抽選ではなく入居することが可能です。	F
4	西新町	分譲地の公園と雨水調整池	昭和60年代前半に、宅地開発された分譲地内に行政指導により不動産業者が公園と雨水調整池を設置したようだが、何かの手違いで現在も市に譲渡されていない。現在の所有者である不動産業者は、直ぐにでも市へ譲渡したい意向があるようだが、「原状復帰」を条件に市では受け取りを拒否している。不動産業者が「原状復帰」をしない場合には市民が「原状復帰」をしなければならないのか。もしそうだとすれば、どの程度までの「原状復帰」が必要なのか具体的に示してもらいたい	市では、宅地開発(分譲地)に伴う公園や雨水調整池などの公共施設で、譲渡(帰属)されていないものについては、原状復帰などを条件に帰属を受けることとしております。 ただし、全てを新しくしていただくという事ではなく、フェンス等が破損、転倒しているようであれば、破損部の取り換え、転倒箇所については垂直に復旧していただく修繕などが必要となります。また、敷地内に生えてしまった木などの伐採、浸透槽に溜まった土砂の撤去なども条件としております。 要望されている公共施設の現状等を確認の上、所有者と改めて条件等を相談したいと考えております。	B
5	本郷町	塩那スカイラインの開通	一度開通した塩那スカイラインは、昭和57年に営林署環境省が自然破壊を理由に通行止めとし37年になる。地方創生地方分権の時代であり、産業発展のため開通を要望する。	県に確認したところ「一般県道中塩原板室那須線(塩那スカイライン)は、全長51kmの内、塩原側約7km区間及び黒磯側約8.7kmについては供用しています。中間部約36km区間は、植生回復後の林野庁への返還に向け、植生回復及び関係機関との返還に係る協議調整を進めており、開通させる予定はありません」との回答を得ておりますので、御理解ほどよろしく申し上げます。	D

No.	地区	項目	意見要望	当日の回答	分類
当日	本郷町	塩那スカイラインの開通	【再質問】那須塩原の発展のためには人が集まらなければならない。そのために道路、その次に観光施設をPRして行く。塩那スカイライン工事が始まったが途中で中止されている。何十億もかかって3人ほど命を落としているのに貫通できないというのは情けない話。(みんなで)一致団結して那須塩原のためにやってほしい。	【市長】私は、塩那スカイラインの廃止の年に生まれ、国会議員の時は環境関係の担当をしていました。当時の環境省は規制をする省庁でしたが、今は国立公園をすばらしい観光資源にできないか取り組んでいます。国立公園満喫プロジェクトといって、日光から塩原・那須まで国立公園を通じてバスを通せないかなど、アメリカのグランドキャニオンのように多くの人に来ていただけるような観光資源としつつ自然環境を守るべきだという考えであります。まずは、観光資源を生かしたインフラができないか、そして必要になってきたら塩那スカイラインも素晴らしい環境資源になりますので、よく協議をしていきたいと思っております。	E
6	大黒町	側溝の機能維持	元伊勢基跡の側溝が詰まって道路に水が溢れ出ている状況のため、早急に対応してほしい。	伊勢基跡の側溝の上流が農業用水となっており、草などが側溝に詰まっていたことから、取り除き対応しました。(対応済)	A
7	稲村西町	歩行者専用道路または一方通行道路への変更	コンビニから稲村地区コミュニティー消防センターに抜ける細い道と市営団地の交差点は左右確認しても見つらいためか、飛び出し事故が多い。昔は車が通れなかったのに、なぜ通行できるようになったのか。以前のように歩行者専用道路にできないか。また、消防センターを囲む道路を利用し一方通行道路にできないか。	コンビニエンスストアや県営稲村住宅等の開発行為に伴う道路後退や、舗装の実施により、車両が通行するようになったと思われませんが、この道路は、一般住宅や県営稲村住宅の進入路として使用されているため、歩行者専用道路とすることは困難です。 また、消防センターを囲む道路の一部は、市営稲村団地の敷地内通路であるため、警察に確認したところ、公道以外の部分に一方通行などの交通規制を行うことはできないとのことでした。	D
8	黒磯七区	青木邸杉並木から新駐車場への誘導路	4月29日に青木別邸の来館者が30万人を突破し、記念品を渡辺市長が手渡したとあったが、その時に板室街道から青木邸への導入路をご覧になったか。私も青木邸が好きで友人が来れば必ず連れて行くが、連休前に菜の花畑を見に行った時に、別荘へ続く杉並木の途中から新しい駐車場への誘導路ができており、これは何だと思いました。青木邸は移築されて現在の場所にあるが、あの杉林の導入路は明治の時からのもなのではないのか。移築された青木邸のバルコニーから県道からの進入路を眺める時に明治の情景を感じることができたのにとっても残念に思った。どのような経緯であのような無粋な誘導路ができたのか、教えてほしい。できれば第2駐車場の誘導路は作り直すべきだと思うがいかがか。	道の駅の需要が高まる中で、道の駅「明治の森・黒磯」においては、駐車場の不足し、利用に支障をきたしていたため、駐車場の増設工事を行いました。また、誘導路は第1駐車場が満車になったときにスムーズに第2駐車場へ誘導させるために築造しました。さらに、誘導路の一部に設置してある車止めについては、杉並木に車両が進入しないように設置したものです。 第2駐車場の誘導路については、現状のままで使用していきたいと考えております。	F
当日	黒磯七区	青木邸杉並木から新駐車場への誘導路	【再質問】青木の別邸は移築をして杉並木の真ん中にした。(工をする前に)教育委員会と協議をしたのか。バルコニーから見るとあの並木、もしかするとあと100年すると自然遺産になるような並木を切ってしまうという感覚を教育委員会と協議して決断したのか。どうしたって一杯になって誘導が立たなければならぬのであれば県道に立ち奈良さんの博物館の方にぐるっと回して駐車場に入れれば済んだのではないか。リピーターからすれば「なんで？」という疑問が湧くと思う。これから日本遺産などの文化的価値と利便性と協議する場面も出てくると思う。その中でオール那須塩原市としてどうするかよく協議しておくべき。説明ができるようにしておかなければならない。	教育委員会と個別の協議はしていません。満車時に県道を出て回るという利便性の低下と、歴史ある資源の保存の重要性を議論し、その中で道の駅の利便性を重視したところです。 【市長】あくまでの個人的な考えですが、日本遺産を貴重な観光資源の一つだと認識しています。青木別邸だけでなく駐車場というピンポイントの話ではなく特別感というものをもっともっと出していきべきだと思います。ただ単に保管し保存してますでなく、どこにでもある文化遺産ではなくて那須野が原にしかない歴史になりますので今後観光資源をどう魅せるかは、仰る通りしっかり私も関わらせていただいて検討していきたいと思っております。	F

No.	地区	項目	意見要望	当日の回答	分類
9	黒磯七区	黒磯駅のエレベーター設置	黒磯駅前の整備に伴い交流センターや図書館ができコンパクトシティの実現が期待される。駅東口の住民にとって、JR宇都宮線の高架橋のエレベーター設置は、地元の期待をうけた上での設置だが、設置されたのは東口側のみで西口側には無く、本当にバリアフリーを考えているのかと疑われる。渡辺市長自身にエレベーターに乗って体験してもらいたい。JRの対応次第ということらしいが、是非、渡辺市長の行動力で「やさしいまち」づくりを進めてほしい。	黒磯駅東西連絡通路のエレベーターは、当初は同時期に東西両側に設置する計画でありました。しかし、西側については新幹線高架と在来線ホームの間にしか設置できず、JR東日本との協議に日数を要したため、東側だけでもいち早く設置することで利用者の利便性向上を図ることとしました。西側についても、少しでも早く設置できるように引き続きJR東日本と協議を行っております。	E
当日	黒磯七区	黒磯駅のエレベーター設置	【再質問】黒磯駅前の跨線橋のエレベーターの話。東口にあつて西口に無い。今となつては早急に作ってほしい。やれることを先にやろうという気持ちはわかるがセットで使えるようなことを考えてほしい。	西口エレベーターについて、当初は同時に設置する考えで計画しました。東口は鉄道敷から外れるのでJR委託でなく市で独自にでき、国の都市再生整備事業でできるということですので完成しています。西口はJRの軌道敷の中での設置ということでJRに委託し、JRが自らやらないと安全が確保できない中でJRが受託して進めるということになりました。JRはその他にもいろいろな工事があり(優先順位の中で)都市再生整備事業の期間内では難しいという結論が出たことから、今後協議を進めるということになっています。	E
10	黒磯七区	とようらコミュニティ公園の改修	とようらコミュニティ公園は、コミュニティづくりの核としてできた、とようら地区の大切な公園として住民に使われている。しかし、東屋やトイレは公園設置以来その構造は変わらず、改修が必要ではないか。東屋は雨が降れば、屋根で受け止めた雨を足元に流すようになっており、トイレはバリアフリーにもなっていない。改築や改修の予定はないのか。	とようらコミュニティ公園は、都市公園として設置された施設であります。 都市公園については、那須塩原市公園施設長寿命化計画において、施設点検、健全度判定を行い年次別の事業計画を立て、施設更新、修繕、撤去等を行っております。 この計画に基づき、とようらコミュニティ公園は平成30年度公園施設更新工事として、遊具の更新を行っております。(鉄棒⇒ブランコ) トイレ、東屋については、計画的に修繕を行う予定となっております。	F
当日	黒磯七区	とようらコミュニティ公園の改修	【追加要望】コミュニティ公園の方は鉄棒ブランコの更新ありがとうございました。長寿命化計画の年次計画が決まっているのであればHPIに出しておいてほしい。	公園長寿命化計画に基づいて行っています。遊具の交換を平成30年度に行ったところです。トイレと東屋についてはその後という計画。公園長寿命化計画は平成28年度から10箇年の計画ですが、その中では計画されていません。老朽化の早い公園と遅い公園などいろいろあり、長寿命化計画を策定する中では、老朽化の度合いや進捗を調査して必要に応じ計画に入れていきます。現段階でいつやるかはまだ明確になっていません。	F
11	青葉台	完成した道路周辺の維持管理	公共工事により道路等が完成した後、周辺環境の管理を住民に任せる場合は、計画段階であらかじめ説明して欲しい。本郷通りアンダーの側面は、コンクリートでなく草地で作られており、その草刈りは、申請しないと市は実施しない。	本郷通りアンダー法面については、本来であれば市で草刈りを行うべきところ、地元で対応いただき感謝申し上げます。草刈りについては市で行いますが、今後も可能な限りご協力いただければ幸いです。	B
12	青葉台	新設する公共施設	新設する公共施設は、デザインよりも実用性を重視してほしい。黒磯駅西口ロータリーの屋根は、見た目は良いが、バスが屋根の下に入れず、雨の日には不便である。費用がかかっていそうだし、ロータリーが狭く、送迎の車があふれてしまう。	黒磯駅周辺地区は賑わいの再構築をまちづくりの方針にしており、地域の方々だけでなく、観光客をも取り込んでいきたい考えであることから、実用性も踏まえた上で、デザイン性についても考慮しています。ロータリー形状については、敷地形状、安全性を考慮したものです。ロータリーの屋根(シェルター)については、高くしてバスの乗り降りに配慮した場合、雨がシェルター内に吹き込むことも懸念されるため、今回の形状としております。	E

No.	地区	項目	意見要望	当日の回答	分類
-----	----	----	------	-------	----

■選挙管理委員会

1	黒磯七区	二十歳の青年の選挙立ち合い	選挙の投票率、特に青年の投票率アップと地域基盤醸成のために二十歳の青年に選挙の立ち合いをしてもらってはどうか。今後も成人式実行委員会制で成人式を行うのなら、是非、市内在住でそのようなボランティアマインドを持った青年を自治会長へお知らせしてもらい、選挙の投票立ち合い体験をしてもらってはどうか。	若い世代の人に投票立会人として実際の選挙を体験してもらうことは、選挙に関心を持ってもらうためのきっかけになると考えます。 しかしながら、成人式実行委員は成人式の企画・運営を目的に参加していただいていることから、選挙のための個人情報の提供については本人達の承諾を得る必要があるため、研究課題とさせていただきますと考えております。	E
2	黒磯七区	小中学校教員の期日前投票事務従事	未来の有権者のまちづくり参加のために、小中学校の先生を期日前投票に従事することを研修として体験してもらうのはいかがか。先生の体験談が子どもたちに刺激になると同時に、なぜ大人たちの投票率が低いのか、子どもたちが大人になり、自分の住むところのまちづくりに何故関わらないのか、そのヒントをつかんで頂くことで授業等に活用ができれば幸いだと思う。	小中学校の先生の業務は、授業や生活指導に加え、学級運営や部活指導等多岐にわたり、近年業務が増加傾向にある中、「学校における働き方改革」が進められ、多忙化の緩和に向けての取り組みが行われています。 先生方においては、平日は授業、休日は授業の準備や部活動指導等があることから、期日前投票の事務従事に携わることは難しいと考えております。	D

■教育部

1	黒磯七区	広島への平和学習派遣	市長公約「人を創る」に関し、本市は国際的な感覚を養うための中学生のオーストリアへの海外研修、小学生の北海道洋上学習、姉妹都市新座市との交流などがありますが、県内のいくつかの市町で行われている「広島への平和学習派遣」を行わないのは何か理由があるのか。平和を愛する人を創ることはとても重要なことだと思うので、これからでも実施できないか。	平和に関する学習については、市内全小中学校において、社会科の歴史の授業を通して行っているほか、小学校においては、国語科の学習の中でも平和に関する題材を取り上げるなど、通常の学習の中で行われています。 また、平和を愛する意識については、平和に関する学習からだけでなく、各教科や道徳、特別活動、人権教育等、様々な学校教育の場面で醸成することができると考えており、「広島への平和学習派遣」を行う予定はありません。	C
2	青葉台	小中学校の給食費無料化	小中学校の給食費を無料にしてほしい。	学校給食に係る経費につきましては、学校給食法の規定により、市は学校給食に必要な施設・設備の整備に要する費用や人件費を負担し、受益者である児童生徒の保護者の皆様には、食材料費を負担していただいているところです。 なお、本年度から保護者の給食費の負担増を抑えたくて給食の充実を図るため給食費の一部を公費で負担しております。 また、経済的な理由により給食費の納入が困難な場合には、就学支援制度もございますので、その際は、学校に御相談ください。	E